

【町民福祉課からのお知らせ】～パブリックコメント（意見募集）を実施しています～

「第5期余市町障がい者計画・障がい福祉計画及び第1期余市町障がい児福祉計画（素案）」  
についてご意見等を募集します！

■意見募集期間 **3月19日（月）まで（現在募集中です）**

■意見提出方法等

持参・郵送・電子メール・FAXにより提出してください（詳細は、下記施設の閲覧用資料に記載）

■資料（計画案）の閲覧・投函場所

- |              |                 |             |
|--------------|-----------------|-------------|
| ① 役場庁舎       | （1階 町民福祉課カウンター） | 朝日町26番地     |
| ② 中央公民館      | （1階 事務室前）       | 大川町4丁目143番地 |
| ③ 図書館        | （1階 フロア）        | 入舟町413番地    |
| ④ 福祉センター     | （1階 フロア）        | 富沢町5丁目13番地  |
| ⑤ 福祉センター入舟分館 | （1階 事務室前）       | 入舟町400番地    |

※資料（計画案）は町ホームページからもご覧いただけます。

※お寄せいただきましたご意見等（氏名、住所などの個人情報除きます）と、ご意見等に対する町の考え方は、取りまとめ後、町のホームページ等でお知らせします。

問合せ 町民福祉課 民生年金グループ ☎ 21-2120

【町民福祉課からのお知らせ】～引越しの際は、マイナンバーカードの  
異動手続きを忘れずに！～

**住所の異動届（転入・転居など）の際は、マイナンバーカード  
（または通知カード）の「住所」を最新のものにする必要があります。**

※転入・転居の届出の際は、マイナンバーカード（または通知カード）を窓口にお持ちください。

※マイナンバーカードの手続きには、事前に登録した「暗証番号」の入力が必要です。

問合せ 町民福祉課 戸籍住民グループ ☎ 21-2120

【町民福祉課からのお知らせ】～**老齢年金の受給資格期間および年金額を増やしたい方へ**～

### ●60歳以上の任意加入制度

老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない場合や、40年の保険料納付済期間がないため老齢基礎年金を満額で受け取れない場合に、60歳を過ぎたあとも国民年金に任意加入することで、受給資格期間や受給額を増やすことができます。

- ①受給資格期間を満たしたい場合・・・申込日から70歳まで加入することができます
- ②老齢基礎年金額を増やしたい場合・・・申込日から65歳まで加入することができます

### ●付加保険料

付加保険料は、申込の月から国民年金保険料に月額400円（定額）を上乗せして納めることで、年金を受け取る際に「200円×付加保険料納付月数」で計算された金額が、「付加年金」として毎年の老齢基礎年金に上乗せして受け取ることができる制度です。

しかも、納付した分は2年間年金を受け取ることでもどかされ、その後も受け取っている間は付加年金を継続して受け取ることができるので非常にお得です！

（例）月額400円の付加保険料を10年間（120か月）納付した場合の付加年金はどうか？  
支払総額は「400円×120か月＝48,000円」となり、  
上記計算式から、1年あたりの付加年金額は  
「200円×120か月＝24,000円」が受け取れ、2年でもどかされます！

※国民年金基金に加入中の方や、保険料の免除・納付猶予を承認されている方などは、付加保険料の申込みができませんので、ご注意ください。

上記のいずれの制度も、申込が必要です。下記まで申込みください。

申込み・問合せ 町民福祉課 民生年金グループ ☎ 21-2120